

## 食品安全委員会（第512回会合）議事概要

日 時：平成26年4月22日（火） 14：00～15：21  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：熊谷委員長ほか6名出席  
傍聴者：報道1名、行政機関3名、一般3名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目  
グルコン酸亜鉛

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

本件については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 特定保健用食品 1品目  
朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

#### （2）農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・ 「ダイアジノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

#### （3）器具・容器包装専門調査会における審議結果について

- ・ 「フタル酸ジブチル（DBP）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に

入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「スピロメシフェン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「テブフロキン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「フルフェノクスロン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「ミルベメクチン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「レピメクチン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

以前の委員会で決定したものと同一結論である「スピロメシフェンの一日摂取許容量を0.022 mg/kg 体重/日と設定する。」、「テブフロキンの一日摂取許容量を0.041 mg/kg 体重/日と設定する。」、「フルフェノクスロンの一日摂取許容量を0.037 mg/kg 体重/日と設定する。」、「ペンチオピラドの一日摂取許容量を0.081 mg/kg 体重/日と設定する。」、「ミルベメクチンの一日摂取許容量を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」、「レピメクチンの一日摂取許容量を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。